

議案第103号

港区情報公開条例の一部改正について

1 改正理由

個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）の一部改正を踏まえ、保護法における不開示情報との整合を図るため、港区情報公開条例の一部を改正します。

2 改正の内容

- (1) 本条例の不開示情報について、保護法における不開示情報との整合を図ります。
- (2) 港区情報公開運営審議会を廃止します。

3 施行期日

令和5年4月1日

港区情報公開条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 区政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、 図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第五条第一項第一号において同じ。）であつて、 当該実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(公開しないことができる区政情報)</p> <p>第五条 実施機関は、公開の請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該区政情報の公開を</p>	<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 区政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、 図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関が管理しているものを いう。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(公開しないことができる区政情報)</p> <p>第五条 実施機関は、公開の請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該区政情報の公開を</p>

しないことができる。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独

しないことができる。

一 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報

ロ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ハ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がそ
の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該
公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地
方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報
又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開する
ことにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その
他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健
康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると
認められる情報を除く。

二 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二
条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五
年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）
の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の所属、職名及び
氏名に関するもの。ただし、公開することにより、当該公務員
の資質、名誉等個人の権利利益を不当に侵害すると認められる
情報を除く。

二 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法
人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に
関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該
個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に
掲げる情報を除く。

イ 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必
要と認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって生じる障害から区民の生活

三 区が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは

を保護するため、公開することが必要と認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、特に公開することが公益上必要と認められるもの

三 区が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの

イ 契約、交渉、争訟、立入検査、人事管理等に関する情報で、公開することにより、区が行う事務又は事業の実施の目的を妨げ、又は公正若しくは適正な執行を著しく困難にするおそれがあるもの

ロ 審議、検討又は協議に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民等に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ

四 実施機関の要請を受けて公開しないことを条件として任意に提供された情報で、公開することにより、情報提供者との信頼関係を損なうと認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く。

五 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

六 (略)

2・3 (略)

(中略)

(第三者に対する意見照会等)

第七条の二 実施機関は、公開請求に係る区政情報に国又は地方公共団体に属する者以外の個人（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、第五条第一項第一号口の規定により公開しようとするときは、公開決定に先立ち、当該第三者に請求内容等を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

四 実施機関の要請を受けて公開しないことを条件として任意に提供された情報で、公開することにより、情報提供者との信頼関係を損なうと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活等を保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く。

五 公開することにより、犯罪等の発生を招くおそれのある情報

六 (略)

2・3 (略)

(中略)

(第三者に対する意見照会等)

第七条の二 実施機関は、公開請求に係る区政情報に国又は地方公共団体に属する者以外の個人（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、第五条第一項第一号ハの規定により公開しようとするときは、公開決定に先立ち、当該第三者に請求内容等を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

2 (略)

(中略)

(港区情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問等)

第十二条 実施機関は、この条例による区政情報の公開制度(以下「制度」という。)の運営に関する重要事項について、港区情報公開・個人情報保護運営審議会(令和四年港区条例第 号)第一条に規定する港区情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

2| 実施機関は、毎年一回、制度の実施状況を前項に規定する審議会に報告するものとする。

(後略)

2 (略)

(中略)

(情報公開運営審議会)

第十二条 この条例による区政情報の公開制度(以下「制度」という。)の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の付属機関として、港区情報公開運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2| 審議会は、区長の諮問に応じて、制度の運営に関する重要事項について審議し、答申するほか、実施機関に対して建議を行うことができる。

3| 審議会は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

4| 審議会の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5| 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

(後略)

付 則

1| この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2| この条例による改正後の港区情報公開条例第五条第一項の規定は、この条例の施行の日以後になされた公開の請求について適用し、同日前になされた公開の請求については、なお従前の例による。